

(案)

別添

令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱

厚生労働省発健 第 号
令和2年 月 日

(通則)

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の事業を行うことにより、新型コロナウイルスワクチンの接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この国庫補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
 - ① 令和 年 月 日健発 第 号厚生労働省健康局長通知の別添
1 「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」により都道府県、市町村（地方自治法第281条第1項に定める特別区を含む。以下同じ。）が行う事業
 - ② 令和 年 月 日健発 第 号厚生労働省健康局長通知の別添
1 「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」により市町村の委託を受けた医療機関等が行う事業に対して市町村が行う補助事業

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（代行機関システム改修分）

令和 年 月 日健発 第 号厚生労働省健康局長通知の別紙
「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（代行機関システム改修分）実施要綱」により〇〇が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この国庫補助金の交付額は、次により算出された合計額とする。この場合において、区分ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（役務費、通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 / 10
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	厚生労働大臣が必要と認めた額	市町村が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（役務費、通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10 / 10
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村補助）	厚生労働大臣が必要と認めた額	市町村の委託を受けた医療機関等が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	10 / 10

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（代行機関システム改修分）	厚生労働大臣が必要と認めた額	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（代行機関システム改修分）に必要な使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託費、備品購入費	10 / 10

(交付の条件)

5 この国庫補助金の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する区分ごとの経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分変更はしてはならない。
- (2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの国庫補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合及び間接補助事業者から(10)のイ及びロによる納付がなされた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) この国庫補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度

の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第12により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(10) 市町村は、交付された国庫補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業に要する区分ごとの経費の配分の変更については次により行うものとする。

間接補助事業に要する区分ごとの経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

- ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事または市町村長の承認を受けずに間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- カ 市町村長の承認を受けてオに定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村長の定めるところにより、市町村に納付させることがある。
- キ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- ク 間接補助事業者が地方公共団体である場合においては、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- ケ 間接補助事業者が地方公共団体以外の者である場合においては、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該間接補助事業に係る収入及び支出についての証拠書

類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

コ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第13により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させなければならない。

- (11) 市町村長は(10)のア～カに掲げる事項について承認し、若しくは指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(申請手続)

6 この国庫補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村が行う事業

ア 市町村長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取り

まとめの上、別紙様式第3により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の事業

別紙様式第4による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この国庫補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い別に定める日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 この国庫補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 都道府県知事は、6の(1)のア又は7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。(2)において同じ。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、6の(2)又は7による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、6の(1)に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、市町村及び特別区に対し別紙様式

第5又は別紙様式第6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この国庫補助金の事業実績報告書は、次により行うものとする。

(1) 市町村が行う事業

ア 市町村長及び特別区の長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第7による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。以下同じ。)までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第8により、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1)以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日又は翌年度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

12 都道府県知事は、11の(1)に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村及び特別区に対し別紙様式第10により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、6、7及び11に定める算定方法、手続によることがで

きない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。